

葛飾区内の 不燃化特区対象地域



家の建替え・取壊しについて
少しでもお考えの方はお問い合わせください。

お問合せ・相談窓口

葛飾区役所都市計画課 密集地域整備第一～第三係

☎ **03-5654-8345** または、**03-5654-8599**

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

令和7年度までの
(2025)
助成制度です。

葛飾区からのお知らせ



令和5年度更新版

不燃化特区に古い住宅をお持ちの方へ 建替支援のご案内



家の**建替え・取壊し**をするなら
今がチャンスです!

詳しくは中面をご覧ください➡

区のHPからもご覧になれます

葛飾区では不燃化特区において、燃えにくい住宅への建替えと老朽建築物の取壊しなどを支援することで災害に強く安心・安全なまちづくりを推進しています。



安心・安全な住まいづくりを応援！

古くなった建物を取壊したい方へ

支援1 老朽建築物の取壊し費用を助成

※工事の契約前に区の承認が必要です。事前にご相談ください。

助成対象 木造・軽量鉄骨造建築物で、
① 昭和56年5月31日以前の建築物、または、
② 区が行った調査により危険であると認められた建築物



助成金額 取壊し工事の費用を最大 **200万円** 助成します。

※取壊しとは要綱で定める除却（建物を壊し更地とすること）を指します。
その他にも助成には別途要件があります。

葛飾区役所 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第一～第三係
03-5654-8345 03-5654-8599

燃えにくい建物へ建替えをする方へ

支援2 木造住宅等の建替え費用を助成

※工事の契約前に区の承認が必要です。事前にご相談ください。

助成対象 木造または軽量鉄骨造で耐用年数の $\frac{2}{3}$ を経過している住宅を
準耐火建築物等 に建替える場合

注 耐用年数の $\frac{2}{3}$
・木造モルタル ⇒ 13年4ヶ月以上 ・木造 ⇒ 14年8ヶ月以上
・軽量鉄骨造 ⇒ 18年以上

助成金額 ① 除却工事の費用 + ② 新築の設計・工事監理の費用
①と② 合わせて最大 **200万円** 助成します。
さらに令和5年度からは ③ 建築工事の費用 も一部助成します。

※助成には別途要件があります。

葛飾区役所 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第一～第三係
03-5654-8345 03-5654-8599

木造住宅の建替えなどを検討している方へ

支援3 専門家を無料で派遣



建替えに伴う様々なお困りごとをお持ちの方に、
弁護士や一級建築士などの専門家をご自宅等に無料で派遣いたします。

ご相談例

- ・建替えにあたって、再建築が可能な敷地かどうかを知りたい
- ・建替えにあたって、借地の更新に必要な手続きを知りたい
- ・未相続の建物について、建替えに必要な手続きを知りたい

葛飾区役所 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第一～第三係
03-5654-8345 03-5654-8599

税の減免を受けるには申請が必要です

支援4 固定資産税・都市計画税の減免

木造または軽量鉄骨造の住宅を準耐火等の住宅に建替えた場合
新築した住宅に対する固定資産税・都市計画税が
5年間最大100%減免になります。

区から危険な老朽建築物と認定された住宅を取壊し更地にした場合
住宅を取壊した後の土地にかかる固定資産税・都市計画税が
最長5年間、最大80%減免になります。

固定資産税の減免制度に関する問い合わせ先
 葛飾区都税事務所 固定資産税班
03-3697-7511 (代表)

老朽建築物の認定に関する問い合わせ先
 葛飾区役所 都市整備部 都市計画課
密集地域整備第一～第三係
03-5654-8345 03-5654-8599

※支援1～4は不燃化特区内の住宅等に対する制度です。